主 文 本件異議の申立を棄却する。 理 由

本件異議申立の理由の要旨は窃盗被告事件は刑訴第二八九条により必要弁護事件であるから控訴審においても当然この規定を準用して被告人のために弁護人を選任すべきであるに拘らす事茲に出でず被告人が所定の控訴趣意書提出期間内に控訴趣意書を提出しなかつたと云うだけで被告人の控訴を棄却する旨の決定をしたのは違法であると云うのである。

よりたい。 よつて刑訴第四二八条第三項第四二六条第一項に則つて主文のように決定する。 (裁判長判事 佐伯顯二 判事 尾後貫荘太郎 判事 仁科恒彦)